

1 監査の対象

広報広聴課、人事課、企画政策課、公文書館、管財課、契約検査課、資産税課、生活安全課、消防防災課、市民課（総合窓口）、環境課、商工観光課、障がい者福祉課、子育て支援課、中央保健センター、道路河川課、都市計画課、都市整備課、菖蒲総合支所（しょうぶ会館、市民課、環境経済課）、栗橋総合支所（市民課、環境経済課）、鷺宮総合支所（市民課、環境経済課）、出納室、下水道施設課、監査委員事務局、学務課、生涯学習課、中央公民館、太田小学校、青葉小学校、小林小学校、栗橋西小学校、桜田小学校、菖蒲中学校における平成25年4月1日から同年9月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査の期日

平成25年11月7日、8日、11日、12日、13日

3 監査の方法

この監査にあたっては、財務に関する事務が関係法令等に基づき適正に行われているか否かをみるため、監査対象課に対して、資料及び予算執行伝票等関係財務書類の提出を求め、通査、試査及び照合を行うとともに、関係職員に質問を行い監査を実施した。

4 監査の結果

財務関係事務が関係法令等に準拠して執行されているか否かを共通着眼点として、予算執行状況、契約方法及び内容、財産管理状況等について執行調書、帳票及び簿冊を基に照合を行った結果、適正かつ効率的に執行されていることを確認した。